

新火葬場の建設に向けた対応について

1. 建設地の地元2町内会との協定の締結

(1) 経過

- 令和6年2月 新火葬場の建設地を西洞町の現高山火葬場周辺に決定
建設地の地元（宗猷寺町、天性寺町）町内会で説明会を開催
- 3月～ 地元2町内会と合意形成に向けた協議
- 7月 地元2町内会と建設合意に関する条件を記した協定を締結

(2) 協定の内容 別紙12. 新火葬場への新たなアクセス道路の検討結果 別紙2 別紙3

都市計画道路松之本千島線からのルート及び国道158号からのルートについて検討した結果、次の理由により両ルートとも整備しないこととする。

- ① 新火葬場の供用開始時期が遅れる
- ② 良好な自然環境を有する里山を大きく失うことになる（風致の維持に著しい影響を及ぼす）
- ③ 用途が限られる道路を新設するのではなく、既存の道路の整備（部分拡幅、側溝改良、融雪装置設置）により対応することで地元2町内会の理解が得られた

3. 今後の予定

- 令和6年10月 新火葬場建設検討委員会への報告
- 10月～ 建設地の地質試験調査、環境影響調査、事業手法の検討調査等
- 令和7年度 新火葬場建設基本計画の策定（事業手法の決定）
《以降は決定した事業手法により手順の一部が異なる》
設計（造成、建築）
- 令和8年度 都市計画決定、関連インフラ工事（造成、道路改良、上下水道）
- 令和9年度 第1期工事（新火葬棟建設）
- 令和10年度 新火葬棟供用開始、第2期工事（新待合棟建設）
- 令和11年度 全面供用開始

新火葬場の建設に関する協定書

高山市（以下「市」という。）、宗猷寺町町内会及び天性寺町町内会（以下「地元町内会」という。）は、新火葬場の建設に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市と地元町内会が高山市営火葬場（高山市西洞町131番地）周辺（以下「建設地」という。）に新火葬場を建設することに合意し、新火葬場の建設に関して必要な事項を定めることにより、建設地周辺地域（以下「周辺地域」という。）の生活環境の保全・向上を図るとともに、新火葬場の建設を円滑に進めることを目的とする。

（市の役割）

第2条 市は、新火葬場の建設工事中又は稼働後のいずれにおいても、事故防止、災害防止、公害防止等のための措置を講じ、周辺地域の住民の安全・安心を最優先にした工事の実施及び施設の運営を行う。

2 市は、新火葬場の建設に関する情報を、計画策定段階から地元町内会に適宜提供する。

3 市は、地元町内会から新火葬場の建設又は運営に関する意見等を受け付けた場合は、速やかにその内容を確認し、誠意を持って対応する。

（地元町内会の役割）

第3条 地元町内会は、新火葬場の建設が円滑に進むよう協力する。

（防災対策等）

第4条 市は、工事の実施により、建設地及び周辺地域において土砂崩れ、出水等の災害を引き起こすこと又は建設地の下流の地域において排水路又は用水路の機能に支障をきたすことがないよう適切な措置を講じる。

（施設整備）

第5条 市は、建築物及び工作物の位置、規模、構造及び色彩が周囲の景観に調和するよう努める。

2 市は、市民が親しみや安らぎを感じられる施設になるよう、緑化等による修景に努める。

(道路整備)

第6条 市は、周辺地域の市道の改良及び融雪装置の新設を行う。

- 2 前項に定める道路整備の具体的な内容は、市と該当箇所の地元町内会が協議の上、決定する。

(工事用車両の通行)

第7条 工事用車両は、素玄寺前から建設地までの市道（以下「現道」という。）を通行することを基本とする。

- 2 市は、土砂を運搬するダンプトラック等は可能な限り小型の車種を選定し、又は現道を通行する工事用車両の走行速度を時速20キロメートル以下に抑制する等、交通安全を確保するための措置並びに騒音及び振動を軽減するための措置を講じる。
- 3 市は、現道及び周辺地域の要所要所に交通誘導員及び誘導看板を配置し、一般車両及び歩行者（周辺地域を散策する観光客を含む。）の通行を優先した交通誘導を行う。
- 4 市は、現道のうち素玄寺前から法華寺前までの区間において、必要に応じて時間を指定した交通規制（一方通行）を行う。
- 5 前各項に定める工事用車両の通行、交通誘導及び交通規制に関する具体的な内容は、市と地元町内会が協議の上、それぞれ決定する。

(協力金)

第8条 市は、周辺地域の振興を図るために、地元町内会に協力金を支払う。

- 2 協力金の額等は、市と地元町内会が協議の上、それぞれ決定する。

(疑義等についての協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、市と地元町内会が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、市と地元町内会がそれぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年7月31日

高山市花岡町2丁目18番地

高山市長 田 中 明

宗猷寺町町内会

会 長

天性寺町町内会

会 長



新火葬場への新たなアクセス道路の検討結果

別紙 3

検討項目		都市計画道路松之木千島線からのルート A案	国道158号からのルート	
			B-1案	B-2案
手 順	先にアクセス道路を整備する場合	令和7～10年度 : 測量・設計(2.5年)、用地取得等(1.5年) 令和11～14年度 : アクセス道路整備工事(4年) 令和15～17年度 : 新火葬場建設工事(3年) 令和18年度 : 新火葬場供用開始 新火葬場の供用開始時期が7年遅くなる	令和7～11年度 : 測量・設計(3年)、用地取得等(2年) 令和12～15年度 : アクセス道路整備工事(4年) 令和16～18年度 : 新火葬場建設工事(3年) 令和19年度 : 新火葬場供用開始 新火葬場の供用開始時期が8年遅くなる	
	後からアクセス道路を整備する場合	アクセス道路の火葬場側の取付位置は、新火葬場の配置に応じて後から調整・設計することができる 新火葬場建設後の設計・工事は可能	トンネル坑口の位置が限られるため、先にアクセス道路の設計を行い、その後、トンネル坑口の位置に合わせて新火葬場の配置を検討する必要がある 新火葬場建設後の工事は可能 ※ただし、新火葬場の供用開始時期が3年遅くなる	
市景観計画との整合性 (風致の維持)		市景観計画に定める第1号風致区域(開発を抑制し、緑地の保全を図る区域)内で、制限の基準(木竹の伐採を行わない、10㎡以上の造成を抑制する)を著しく超える森林の伐採と地山の掘削を行う必要がある 市景観計画に整合しない 風致の維持に著しい影響を及ぼす	《国道158号側》擁壁は景観上配慮されたもの(特殊化粧型枠仕上げ等)であれば、第3号風致区域の制限の基準に適合する 市景観計画に整合する	《国道158号側》国道から見える第1号風致区域内で、制限の基準(A案に同じ)を大きく超える森林の伐採と地山の掘削を行う必要がある 市景観計画に整合しない 風致の維持に著しい影響を及ぼす
危険区域の指定状況		土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン) 必要な対策を行えば工事は可能 ※ただし、費用は増える	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン) 急傾斜地崩壊危険区域 必要な対策を行えば工事は可能 ※ただし、費用は増える	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン) 必要な対策を行えば工事は可能 ※ただし、費用は増える
概 算 事 業 費		約10億円 (レッドゾーンの対策工事費は含まない)	約16億円 (レッドゾーン等の対策工事費、トンネル工事ヤードの整備費は含まない)	約19億円 (レッドゾーンの対策工事費、トンネル工事ヤードの整備費は含まない)
交 通 量		新たなアクセス道路を通行するのは、新火葬場の利用者に限られる 火葬件数は最大で年間約1,000件、令和23(2041)年以降は減少すると推計される		